



最高裁判所判事

ひら き まさ ひろ

平木正洋

昭和三十六年四月三日生

#### 略歴

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和六〇年 四月 司法修習生

六二年 四月

判事補任官、以後、東京地裁、外務省北米局

北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、

東京地裁、佐賀地家裁に勤務。

平成一一年 五月

判事任官、以後、佐賀地家裁判事、最高裁調

査官、東京地裁判事、最高裁判事局参事官、

東京地裁判事、最高裁情報政策課長、東京地

裁判事（部総括）を務める。

最高裁判事局長兼図書館長

二七年 三月

前橋地裁所長

三〇年 一月

東京高裁判事（部総括）

令和 三年一〇月

東京地裁所長

五年 四月

大阪高裁長官

六年 八月

最高裁判所判事

#### 最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものではありません。

#### 裁判官としての心構え

高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思ってきたことが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。

座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。